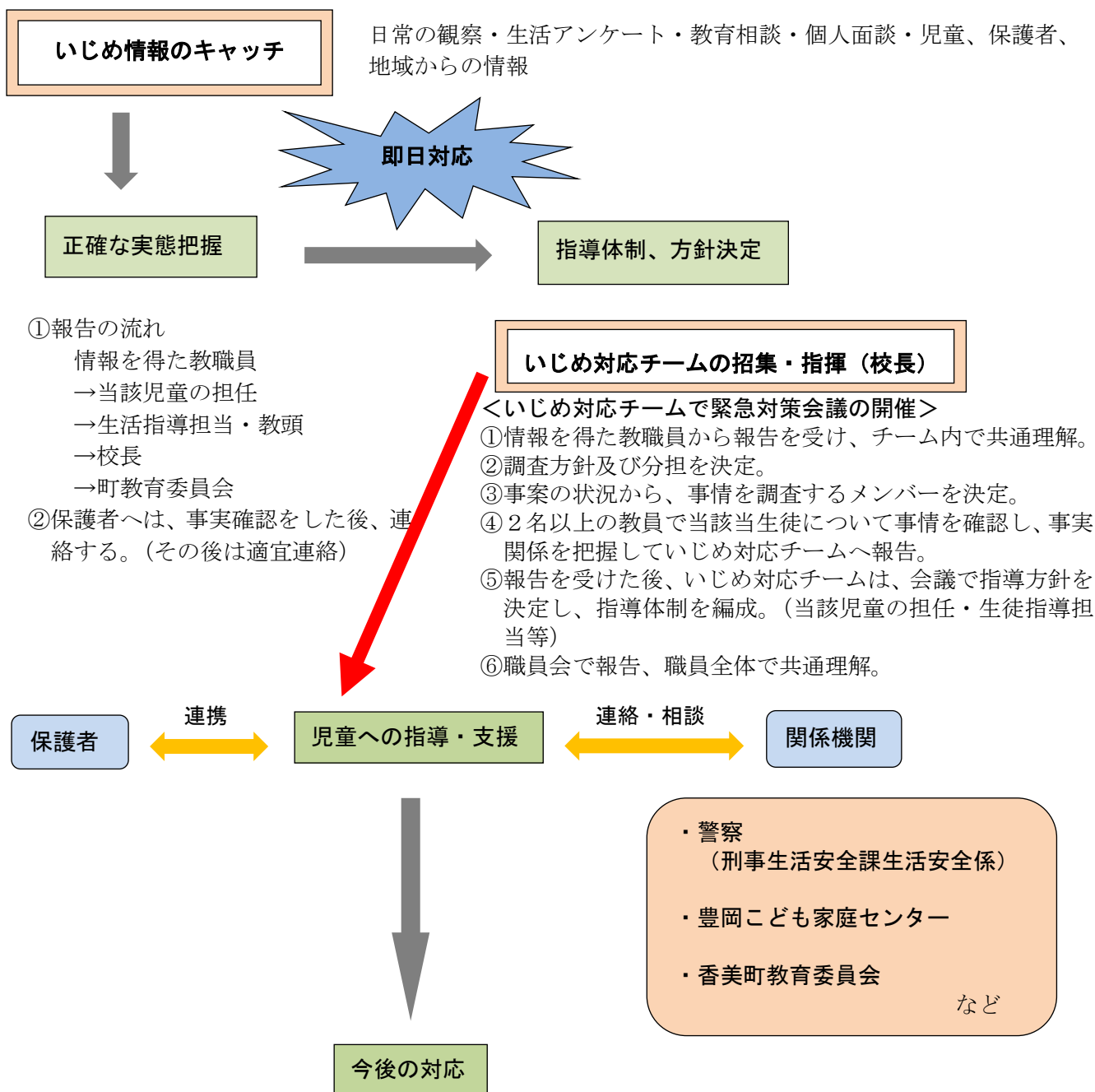


組織的対応



- ① いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ② SC、SSW等の活用も含め、心のケアをする。
- ③ 再発防止・未然防止活動は継続していく。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに町教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②町教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

- ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。
- 児童に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
 - 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を児童に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。